

## 支援措置② 民間都市開発事業に対する税制支援・金融支援

「民間都市再生事業計画」の認定を受けた民間都市開発事業を対象に支援を実施

### ■ 民間都市再生事業計画の認定

#### 【概要】

- ・都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業を国（国土交通大臣）が認定し、各種支援（金融支援、税制支援）をすることにより、都市再生の推進を図るもの

#### 【認定の申請者】

民間事業者

#### 【申請事業の主な要件】 ※詳細については次のURL参照（<http://www.mlit.go.jp/common/001186278.pdf>）

- ・都市再生緊急整備地域内の都市開発事業で、公共施設（道路、公園等）の整備を伴うもの
- ・事業区域面積が原則1ha以上であること（一体的に施行される他の都市開発事業との合計事業区域面積が1ha以上の場合は、0.5ha以上）

#### 【認定事業を対象とした支援措置】

##### ○税制支援

税の種類 (主体)	所得税・法人税 (国)	登録免許税 (国)	不動産取得税 (愛知県)	固定資産税・都市計画税 (常滑市)
支援措置 の内容	割増償却3割増 (5年間)	税率の軽減 0.4% ⇒ 0.35%	課税標準控除 1/5を控除	課税標準控除3/5に軽減 (5年間) ※公共施設部分のみ対象

##### ○金融支援

(一財) 民間都市開発推進機構によるメザニン支援 ※ (貸付、社債取得)

※ 特に調達が困難なミドルリスク資金を安定的な金利で長期に供給